

## 広島県文化芸術イベント等開催支援金交付要綱

(趣旨)

**第1条** 新型コロナウイルスの影響により、文化芸術のうち、とりわけ実演芸術に係るイベント等が停滞している状況に鑑み、本県において、「新しい生活様式」のもとでの実演芸術イベント等を実施しやすい環境を整備することにより、文化芸術活動の活性化を図るため、イベント等主催者に対し、予算の範囲内において広島県文化芸術イベント等開催支援金（以下「支援金」という。）を交付するものとし、その交付等に関しては、広島県補助金等交付規則（昭和48年広島県規則第91号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

**第2条** この要綱において「ホール・劇場等」とは、文化芸術に関する活動を行うための施設のうち、実演芸術の公演を企画し、又は行うこと等により、これを一般公衆に鑑賞させることを目的とするもの（仮設舞台等による公演が実施可能なスタジアム、アリーナ、野外施設等を含む。）をいい、これらの施設が他の施設と一体的に設置されている場合を含み、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律122号）第2条第1項に規定する風俗営業又は同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業を行うものを除く。

2 この要綱において「実演芸術」とは、実演により表現される音楽、舞踊、演劇、伝統芸能、演芸その他の芸術及び芸能をいう。

(支給対象者)

**第3条** 支援金の支給の対象となる者は、次に掲げる要件の全てを満たすものとする。

(1) 県内に活動拠点を有する者であること。

(2) 次のアからキまでのいずれにも該当する事業を主催する者であること。

ア この要綱の施行日から令和3年3月31日までに行う事業

イ 有料で借り受ける県内のホール・劇場等において、実演芸術を実施する事業（実演芸術以外の活動と一体で行うものにあつては、実演芸術の実演に係る時間が、当該事業の全体の時間の過半数を占めるものに限る。）

ウ 不特定多数の者に対し公開（インターネットを活用した無観客等での動画配信を含む。）を行う事業

エ 実演芸術を実施する会場内において飲食を行わない事業

オ 「新型コロナウイルス感染拡大防止のための広島県の対処方針」（新型コロナウイルス感染症広島県対策本部策定）及びイに規定する事業を実施するに当たり適用されることとなる、業種別ガイドライン（「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」（新型コロナウイルス感染症対策本部決定）を踏まえて各業界団体において作成されたものをいう。）に基づいた措置を講じる事業

カ 公の秩序又は善良な風俗に反するおそれのない事業

キ 主催者、出演者その他の関係者が、次の(ア)から(エ)までのいずれにも該当しない者であ

る事業

(ア) 広島県暴力団排除条例（平成 22 年広島県条例第 37 号）に規定する暴力団又は暴力団員等

(イ) 役員等（個人である場合はその者，法人である場合は役員，団体である場合は代表者，理事等，その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が，自己，自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって，暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者

(ウ) 役員等が，暴力団又は暴力団員に対して，資金等を供給し，又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持，運営に協力し，若しくは関与している者

(エ) 役員等が，暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有している者

ク その他知事が定める事業

（支援金額等）

**第 4 条** 支援金の額は，前条第 2 号に規定する事業（以下「対象事業」という。）を行うために要する次に掲げる経費（以下「対象経費」という。）に相当する額とする。

(1) 対象事業を行うホール・劇場等の使用料（実演芸術を実演する日以外において，対象事業の準備及び片付けに係る使用料を除く。）

(2) 新型コロナウイルス感染拡大防止措置経費（マスク，消毒液，飛沫感染防止フィルム，アクリル板等の購入費用及び消毒作業等を行う人件費をいう。）

2 前項の規定にかかわらず，対象事業 1 日における同項第 1 号の経費の額が，次表左欄の区分に応じ，同表中欄に定める額（以下「使用料上限日額」という。）を超える場合にあっては，当該使用料上限日額を対象事業 1 日における同号の経費の額と，同項第 2 号の経費の額が，同表左欄の区分に応じ，同表右欄に定める額に，当該区分に係るホール・劇場等を使用する日数（実演芸術を実演する日以外の日を除く。）を乗じた額（対象事業において同表左欄の区分が複数にわたる場合にあっては，それぞれの区分ごとに算定した当該額の合計額。以下「措置経費上限総額」という。）を超える場合にあっては，当該措置経費上限総額を同号の経費の額とする。

区 分	使用料上限日額	新型コロナウイルス感染拡大防止措置経費上限日額
対象事業を行うために使用するホール・劇場等の収容定員（当該施設において収容定員の定めがない場合にあっては，当該施設の面積（平方メートル）に相当する数。以下この表において同じ。）が 500 人未満の場合	80,000 円	20,000 円
対象事業を行うために使用するホール・劇場等の収容定員が 500 人以上 1,000 人未満	220,000 円	30,000 円
対象事業を行うために使用するホール・劇場等の収容定員が 1,000 人以上	410,000 円	40,000 円

(交付申請)

**第5条** 規則第3条第1項に規定する交付申請書は、別記様式第1号によるものとする。

- 2 支援金の申請は、対象事業を実施する日以前に行うものとする。ただし、知事が別に定める場合を除く。
- 3 支援金の申請は、同一の対象事業に対し一度限りとする。
- 4 第1項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。
  - (1) 支援金の申請を行う者の身分及び活動拠点を証明する書類
  - (2) 支援金の申請を行う者が対象事業を主催することが確認できる書類
  - (3) 対象事業において使用するホール・劇場等の使用料が確認できる書類
  - (4) 対象事業の実施に関して支援金の申請を行う者が作成した新型コロナウイルス感染拡大防止マニュアル（実演芸術を実施する会場内において飲食を行わないこと及び第3条第2号オに規定する措置が規定されたものに限る。）
  - (5) 支援金の振込口座が確認できる書類
  - (6) その他知事が必要と認める書類

(申請内容の変更等)

**第6条** 支援金の申請を行った者（以下「申請者」という。）が対象事業の内容の変更（事業目的及び事業能率に影響が少ない軽微な変更である場合を除く。）及び対象経費の額を変更（対象経費の額の20%以内の減額である場合を除く。）をする場合においては、速やかに、別記様式第2号による変更申請書を知事に提出し、その指示を受けなければならない。

- 2 申請者が対象事業を中止し、又は廃止する場合には、速やかに知事に報告して、その指示を受けなければならない。対象事業が予定の期間内に完了しない場合についても、同様とする。

(交付の決定等)

**第7条** 知事は、第5条に規定する交付申請書の提出があった場合には、当該交付申請書の内容を審査し、支援金の交付又は不交付の決定を行う。

- 2 知事は、前項の決定において、支援金を交付する場合にあっては別記様式第3号により、支援金を不交付とする場合にあっては別記様式第4号により、申請者に対し通知する。

(実績報告)

**第8条** 規則第12条に規定する実績報告書は、別記様式第5号によるものとする。

- 2 前項の実績報告書には、次に掲げる書類を添付するものとする。
  - (1) 第5条第4項第3号の使用料を支払ったこと等が確認できる書類
  - (2) 新型コロナウイルス感染拡大防止措置に係る物品購入費を支払ったことが確認できる書類
  - (3) 対象事業を実施したことが確認できる写真（対象事業について動画配信を行った場合にあっては、そのことが分かるウェブページの画像等）
  - (4) 対象事業を実施したこと及び第5条第4項第4号の新型コロナウイルス感染拡大防止マニュアルによる措置を講じたことに関し、対象事業において使用したホール・劇場等の管理者

が発行した証明書

- 3 第1項の実績報告書は、対象事業が終了した日（当該日が支援金の交付決定があった日より前である場合にあっては、交付決定があった日）から起算して30日を経過した日又は支援金の交付決定があった日の属する県の会計年度の翌会計年度の4月15日のいずれか早い日までに提出しなければならない。

（額の確定）

- 第9条** 知事は、前条の報告を受けた場合には、提出された書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告内容が支援金の交付の決定の内容に適合すると認めるときは、交付すべき支援金の額を確定し、別記様式第6号により申請者に対し通知するものとする。

（支援金の交付）

- 第10条** 支援金は、規則第15条の規定により、申請者に対し口座振替の方法により交付するものとする。

（交付決定の取消し等）

- 第11条** 知事は、第6条に規定する申請内容の変更があった場合又は次の各号のいずれかに該当する場合には、第7条の決定を取り消し、又は変更することができる。

- (1) 申請者が、この要綱又はこの要綱に基づく知事の指示に違反した場合
- (2) 申請者が、虚偽の申請等の不正その他知事が不相当と認める行為により支援金を受領したことが判明した場合
- (3) 申請者が、支援金の申請や交付に関することについて法令に違反した場合
- (4) 申請者が、第3条第3号アからエまでのいずれかに該当するに至った場合
- (5) その他知事が必要と認める場合

- 2 知事は、前項の取消しをした場合において、既に支援金が交付されているときは、期限を付して当該支援金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

- 3 知事は、前項の返還を命ずる場合であって悪質と認めるときは、返還の対象となる支援金と同額の違約金の納付を併せて命ずるものとする。

- 4 前2項の支援金の返還について、期限内に納付しない場合は、未納金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利10.95パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。

（書類の保存期間）

- 第12条** 申請者は、対象事業に係る書類を対象事業の属する年度の終了後5年間保存しておかななければならない。

（立入検査等）

- 第13条** 知事は、支援金に係る予算の執行の適正を期するため必要があると認めるときはいつでも、申請者に対して報告をさせ、又は指定する職員にその事務所、事業場等に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させる。

2 申請者は、前項の立入検査等に対して誠実に対応しなければならない。

(広報への協力)

**第 14 条** 交付決定を受けた申請者は、本県が行う支援金の交付に係る事業の広報について協力するものとする。

(電子申請等)

**第 15 条** 第 5 条による交付申請，第 6 条の規定による変更申請，第 7 条の規定による交付又は不交付の決定，第 8 条の規定による実績報告並びに第 9 条の規定による額の確定については，原則として，別に知事が定めるところによりインターネットを利用して電子データを送信することにより行うものとする。

(その他必要な事項)

**第 16 条** 支援金の交付に関するその他の必要な事項は，知事が別に定める。

## 附 則

この要綱は、令和 2 年広島県議会 9 月定例会における「第 67 号 令和 2 年度広島県一般会計補正予算（第 5 号）」が可決された日の翌日から施行する。

様式第1号（第5条関係）

（表）

令和 年 月 日

広島県知事 様

広島県文化芸術イベント等開催支援金交付申請書

県内において文化芸術イベント等を行うため、広島県文化芸術イベント等開催支援金交付要綱第5条第1項の規定により、関係書類を添えて、支援金の交付を申請します。また、実施する事業の関係者において、同要綱第3条第2号キ(ア)から(エ)までに掲げる者(暴力団員等)がいないことを誓約します。なお、申請に当たっては、同要綱の規定を遵守します。

申請者	申請者名 (団体名又は個人名) (注)	フリガナ	
		名称又は氏名	
	法人にあっては代表者名	フリガナ	
		氏名	
申請者の拠点 (県内の拠点を記載)	種別	※個人の場合は「住所」,「事業所」,団体の場合は「本社」,「支店」,「営業所」などを記載	
	所在地		

(注) 個人事業主においては、屋号ではなく、個人の氏名を記載すること。  
法人においては、県内拠点の代表者が申請するものとし、その職名まで記載すること。  
法人以外の団体においては、代表者名まで記載すること。

事業 (イベント等) 概要	分野	【芸術】 <input type="checkbox"/> 音楽 <input type="checkbox"/> 演劇 <input type="checkbox"/> 舞踊 <input type="checkbox"/> その他(具体的に ) 【伝統芸能】 <input type="checkbox"/> 雅楽 <input type="checkbox"/> 能楽 <input type="checkbox"/> 文楽 <input type="checkbox"/> 歌舞伎 <input type="checkbox"/> 組踊 <input type="checkbox"/> その他(具体的に ) 【大衆芸能】 <input type="checkbox"/> 講談 <input type="checkbox"/> 落語 <input type="checkbox"/> 浪曲 <input type="checkbox"/> 漫談 <input type="checkbox"/> 漫才 <input type="checkbox"/> 歌唱 <input type="checkbox"/> その他(具体的に ) ※分野が複数にわたる場合には、主なものを1つ選択してください。		
	事業名			
	実施期間	令和 年 月 日 ( ) ~ 令和 年 月 日 ( ) ※実演芸術を公開する期間(準備・片付けの期間を除く)		
	実施場所	施設名		
		所在地		
		収容定員	名(収容定員の定めのない場合:面積 m <sup>2</sup> )	
	事業内容の説明			
	事業のプログラム			
	観客の有無	<input type="checkbox"/> あり (入場者見込数 名程度) <input type="checkbox"/> なし		
	動画配信の有無	<input type="checkbox"/> あり (具体的な方法: ) <input type="checkbox"/> なし		

(裏)

事業経費	区分		金額
	ホール・劇場等の使用料	公開日の使用料	
公開日以外の日(準備日等)の使用料			円
	新型コロナウイルス感染拡大防止措置経費	(内訳 : )	円
	出演料		円
	設営・舞台費		円
	宣伝・印刷費		円
	その他の経費		円
	合計		円

支援対象経費額	※上記「事業経費」欄の太枠内の金額を合計した額を記載してください。 円
---------	--

※申請者と支援金の受取人(振込口座名義人)が異なる場合、下のチェックボックスにチェックを入れてください。

私は、本支援金の交付申請に関し、次のとおり代理人を定め、本支援金の受領に関する一切の権限を委任します。

振込口座情報	受取人(口座名義人)氏名							
	受取人(口座名義人)住所							
	金融機関名				本・支店名			
	預金種目	<input type="checkbox"/> 普通	<input type="checkbox"/> 当座	金融機関・支店コード				
	口座番号							右詰めで記入してください
	口座名義フリガナ							

連絡先	担当者	フリガナ			
		氏名			
	メールアドレス			電話番号	

<添付書類>

申請者の身分及び活動拠点を証明する書類

【個人の場合】 運転免許証(両面) 個人番号カード(写真付きの表面のみ)、写真付き住民基本台帳カード又は住民票(個人番号の記載のないもの)のうち、いずれか1点(住所が県内にない場合、別途、県内に活動拠点があることを示す書類)

【法人の場合】 登記事項証明書(県内に拠点を有することが登記事項証明書で確認できない場合は、所在地の記載された組織図など(任意様式))

【法人以外の団体の場合】 団体概要・所在地の記載された組織図(任意様式)及び代表者の身分確認書

申請者が事業を主催することが確認できる書類

事業計画書、事業チラシ(主催者として申請者の記載があるもの)などのうち、いずれか1点

会場使用料が確認できる書類

会場の料金表、会場借受契約書などのうち、いずれか1点

事業実施に関して作成した、新型コロナウイルス感染拡大防止マニュアル

支援金の振込口座が確認できる書類

預金通帳(口座番号と口座名義フリガナが記載されている部分)又はキャッシュカード等の写し

広島県知事様

住所又は所在地  
氏名又は名称  
（法人にあつては代表者名）

広島県文化芸術イベント等開催支援金に係る事業内容の変更承認申請書

このことについて、次のとおり申請します。

- 1 事業内容の変更概要
- 2 変更の理由
- 3 添付書類（参考となる資料）



様式第3号（第7条関係）

第 号  
令和 年 月 日

（申請者の住所，名称，氏名等） 様

広島県知事

### 交付決定通知書

申請のありました広島県文化芸術イベント等開催支援金（以下単に「支援金」という。）については、広島県文化芸術イベント等開催支援金交付要綱第7条の規定により、金 円を交付することを決定しましたので、通知します。

申請に係る事業が終了した日から起算して30日を経過した日又は支援金の交付決定があった日の属する県の会計年度の翌会計年度の4月15日のいずれか早い日までに、実績報告書（別記様式第5号）を提出してください。

なお、同要綱の違反や虚偽の申請等が判明した場合には、支援金の返還及び同額の違約金を求めることがあります。

また、事業の実施等を確認するために、立入検査等を行う場合は、御協力をお願いします。

様式第4号（第7条関係）

第 号  
令和 年 月 日

（申請者の住所，名称，氏名等） 様

広島県知事

### 不交付決定通知書

申請のありました広島県文化芸術イベント等開催支援金については，広島県文化芸術イベント等開催支援金交付要綱第7条の規定により，交付しないことに決定しましたので，通知します。

広島県知事様

住所又は所在地  
氏名又は名称  
(法人にあつては代表者名)

実績報告書

申請のとおり事業を実施したので、広島県文化芸術イベント等開催支援金交付要綱第8条の規定により、次のとおり報告します。

事業名		
実施期間		
実施場所 (施設名)		
入場者数 (閲覧者数)	名 ※無観客等における動画配信を行った場合には、配信を行ったウェブページのURL (URL : )	
支援対象経費	ホール・劇場等の 使用料	円
	新型コロナウイルス 感染拡大防止措置経費	円 (内訳 )
総事業費	円	

<添付書類>

- 会場使用料を支払ったこと等が確認できる書類（領収書、振込明細書等）
- 新型コロナウイルス感染拡大防止措置に係る物品購入費を支払ったことが確認できる書類（購入物品の明細及びその支払が確認できる書類）
- 対象事業を実施したことが確認できる写真（対象事業について動画配信を行った場合にあっては、当該配信を行ったことが分かるウェブページの画像等）
- 事業を実施したこと及び新型コロナウイルス感染拡大防止マニュアルによる措置を講じたことについて、事業において使用したホール・劇場等の管理者が発行した証明書（別紙）

(様式第5号別紙)

令和 年 月 日

広島県知事様

<ホール・劇場等の管理者>

住所又は所在地

氏名又は名称

印

(法人にあつては代表者名)

### 証明書

次のとおり事業が実施されたことを証明します。

事業実施者		
事業名		
実施期間	令和 年 月 日 ( ) ~ 令和 年 月 日 ( )	
実施場所	施設名	
	所在地	
	収容定員	名 (収容定員の定めのない場合：面積 m <sup>2</sup> )
事業実施者が作成した 新型コロナウイルス感染 拡大防止マニュアルに 沿った措置が行われたか	<input type="checkbox"/> 行われた <input type="checkbox"/> 行われなかった	

様式第6号（第9条関係）

第 号  
令和 年 月 日

（申請者の住所，名称，氏名等） 様

広島県知事

### 確定通知書

令和 年 月 日付けで交付決定した広島県文化芸術イベント等開催支援金については、広島県文化芸術イベント等開催支援金交付要綱第9条の規定により、次のとおりその額を確定したので通知します。

交付確定額

交付決定額

なお、同要綱の違反や虚偽の申請等が判明した場合には、支援金の返還及び同額の違約金を求めることがあります。